

番号： 160885

国名：タンザニア

担当部署：農村開発部農業・農村開発第二グループ第四チーム

案件名：県農業開発計画（DADPs）灌漑事業推進のための能力強化計画プロジェクトフェーズ 2（環境社会配慮）

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：環境社会配慮
- (2) 格付： 4号
- (3) 業務の種類：専門家業務

2. 契約予定期間等：

- (1) 全体期間：2016年 12月中旬から 2017年 3月中旬まで
- (2) 業務 M/M：国内 0.65M/M、現地 2.00M/M、合計 2.65M/M
- (3) 業務日数： 準備期間 現地活動期間 整理期間
5日 60日 8日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：11月30日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) への電子データの提出又は郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町 5 番地 25 二番町センタービル) (いずれも提出期限時刻必着)

提出方法等詳細については JICA ホームページ (ホーム>JICA について>調達情報>調達ガイドライン、様式>業務実施契約 (単独型) (2014 年 4 月以降契約) >業務実施契約 (単独型) 簡易プロポーザルの電子提出について)

(http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_gt/20150618.html) をご覧ください。なお、JICA 本部 1 階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

- (5) 評価結果の通知：提出されたプロポーザルは JICA で評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2016 年 12 月 7 日 (水) までに個別に通知します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等
 - ①業務実施の基本方針 16点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 4点
 - (2) 業務従事者の経験能力等
 - ①類似業務の経験 35点
 - ②対象国又は同類似地域での業務経験 13点
 - ③語学力 16点
 - ④その他学位、資格等 16点
- (計100点)

類似業務	環境社会配慮業務
対象国／類似地域	タンザニア／アフリカ地域
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：なし
(2) 必要予防接種：以下の資料のタンザニアに関する情報を参照願います。

「国別渡航情報一覧」

<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/abroad.html>

6. 業務の背景

タンザニアにおいて、農業セクターは GDP の約 4 分の 1 及び輸出額の約 2 割を占めており、同国における経済成長の核であるとともに貧困削減の鍵となっている。

またタンザニアでは、2006 年に策定された「農業セクター開発プログラム (Agricultural Sector Development Programme: 以下、ASDP)」の実施を通じて灌漑開発を推進しているものの、約 210 万 ha の目標値に対して 2014 年現在で約 46 万 ha の灌漑開発に留まっている。

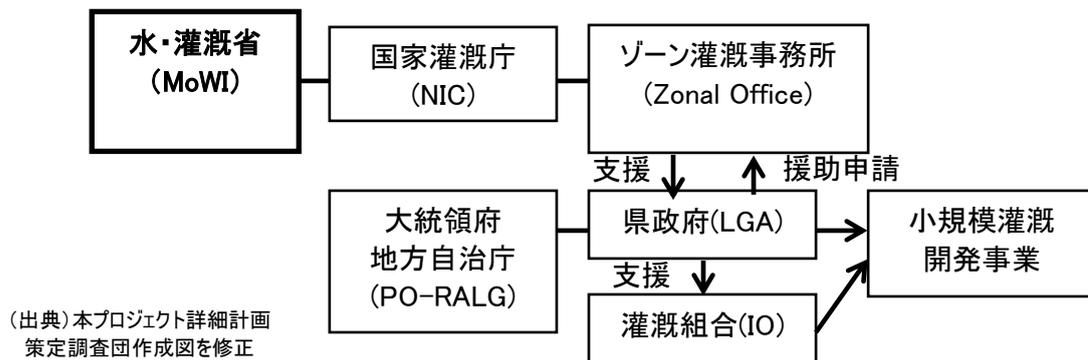
タンザニア政府は ASDP の下、500ha 以下の小規模灌漑事業の実施主体を中央政府（国）から地方政府（県）へ移管し、県灌漑開発基金（以下、DIDF）を通じて灌漑開発の予算を県に配布し、灌漑開発を推進している。しかし、県による灌漑開発事業が困難であったことから、JICA は、県による自立的な灌漑事業の計画・実施を支援するために、技術協力プロジェクト「県農業開発計画 (District Agriculture Development Plans: 以下、DADPs) 灌漑事業ガイドライン策定・訓練計画」を 2007 年 1 月から 3 年間にわたり実施した。その中で、県灌漑技術者による灌漑事業の調査計画から設計、施工、維持管理に至る各段階を包括した作業及び手順を定めた包括的灌漑事業ガイドライン（以下、CGL）を策定した。これを踏まえて、JICA は CGL を全国に普及し、全国の灌漑技術者の事業実施能力を強化することを目的とする技術協力プロジェクト（「県農業開発計画 (DADPs) 灌漑事業推進のための能力強化計画」（以下、前フェーズプロジェクト））を 2010 年 12 月から 2014 年 6 月まで実施した。

前フェーズプロジェクト終了後、新灌漑法の制定に伴う灌漑行政の体制変更や、人材育成計画の作成など、タンザニアの灌漑行政に係る実施体制に変化がある。また、灌漑開発業務を担うゾーン灌漑事務所及び県灌漑事務所の技術者の数や能力が依然として不足しており、灌漑開発において重要な部分を占める水源施設（頭首工）や水路の設計等に係る技術マニュアルを整備し、これら工事を効率的に実施するとともにその品質を確保することが課題となっている。かかる状況を受け、タンザニア政府は、新灌漑法に基づく灌漑人材の能力強化を目的とする「県農業開発計画 (DADPs) 灌漑事業推進のための能力強化計画プロジェクトフェーズ 2」（以下、本プロジェクト）の実施にかかる支援を我が国に要請し、JICA は 2015 年 8 月から 2019 年 8 月までの期間で協力を行っている。現在、本プロジェクトでは、ゾーン灌漑事務所及び県灌漑事務所の灌漑技術者の灌漑計画・施工能力及び灌漑維持管理能力の向上を通じて、CGL に沿った灌漑開発事業の改善・推進を図っている。

新規灌漑開発は 2004 年に制定された Environment Management Act および関連規定にて Environment Impact Assessment (EIA) の実施が必須とされている。EIA の作業は多岐にわたっており、その完了までに最大 4 か月超を有するため、迅速に灌漑開発事業を行うためには EIA を円滑に実施する必要がある。しかし前フェーズプロジェクトでは灌漑開発に伴う社会環境への影響にかかる十分な情報収集や具体的対策を講じるには至らず、本フェーズでの対応が求められている。

以上より、本業務は、EIA の実施要否を判定するためのチェックリストや、EIA 実施にかかる作業手順を明らかにし、それらを灌漑開発事業における EIA 実施ガイドブックとしてとりまとめるとともに CGL に環境社会配慮の項目を追加することを目的とするものである。

なお、タンザニアにおける小規模灌漑開発事業の行政の実施体制を以下に示す。



7. 業務の内容

本業務従事者は本プロジェクトの長期専門家およびカウンターパートと密に調整のうえ、次の業務を実施する。

具体的な業務内容は以下のとおり。

(1) 国内準備期間 (2016年12月中旬)

- ① 本プロジェクトの全体的な協力状況を把握する。
- ② Environment Management Act と JICA 環境社会配慮ガイドラインに係る机上調査を行う。
- ③ 上記①～②を踏まえワークプラン(英文)を作成し、JICA 農村開発部と打合せを行い、その内容を確認する。

(2) 現地派遣期間 (2016年12月中旬～2017年2月中旬)

- ① タンザニア国の環境社会配慮制度及び環境関連機関の組織体制について調査・整理する。この際、タンザニア国環境社会配慮制度と JICA 環境社会ガイドラインとを対比しそれらの違いを明らかにすること。
- ② SSIDP の対象地区から EIA を実施済みの地区を NIC と調整の上 10 地区程度選定し、その実施状況 (EIA 報告書作成状況) から、EIA を実施する上での課題を特定する。
- ③ 上記①～②を踏まえて、ゾーンや県の灌漑技術者が EIA を効率的に実施するためのガイドブックを作成する。
- ④ ガイドブックの内容と活用法について、セミナー/ワークショップ等を行い、タンザニア側技術者と共有する。
- ⑤ 上記①から④を踏まえて、環境社会配慮に係る CGL の更新案を作成する。なお、更新案は本件業務後に JCC にて承認する予定。
- ⑥ 上記①から⑤を踏まえて、現地業務結果報告書(英文)を作成し、プロジェクト関係者及び JICA タンザニア事務所に報告・提出する。

(3) 帰国後整理期間 (2017年2月中旬～3月上旬)

- ① 専門家業務完了報告書(和文)を作成し、JICA 農村開発部へ提出のうえ、活動結果を報告する。

8. 成果品等

業務の実施過程で作成・提出する報告書は以下のとおり。本契約における成果品は(3) 専門家業務完了報告書とする。

(1) ワーク・プラン

- 英文 3 部 (JICA 農村開発部、JICA タンザニア事務所、C/P 機関)
- (2) 現地業務結果報告書
英文 3 部 (JICA 農村開発部、JICA タンザニア事務所、C/P 機関)
- (3) 専門家業務完了報告書
和文 2 部 (JICA 農村開発部、JICA タンザニア事務所)

なお、上記報告書・成果品の体裁は簡易製本とし、電子データ (CD、写真データ等を含む) も併せて提出する。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示にかかる見積書の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」

(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>) を参照願います。留意点は以下のとおり。

- (1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます (見積書に計上して下さい)。

航空経路は、日本⇒ドバイ/ドーハ⇒ダルエスサラーム⇒ドバイ/ドーハ⇒日本を標準とします。

10. 特記事項

- (1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地派遣期間は 2016 年 12 月 19 日～2017 年 2 月 16 日を予定していますが、ある程度の日程調整は可能です。

② 現地での業務体制

2015 年 8 月から本プロジェクトに長期専門家が派遣されています。本業務はこれら長期専門家と綿密な連携の下で業務を遂行することが求められます。本事業に係る現地プロジェクトチームの構成は、以下のとおりです (本業務の現地作業期間に派遣されている関連する専門家のみ記載しています)。

- ・ 総括/データベース (長期派遣専門家)
- ・ 計画施工 (長期派遣専門家)
- ・ 維持管理 (長期派遣専門家)
- ・ 業務調整/研修管理 (長期派遣専門家)

③ 他プロジェクトとの連携

2016 年 10 月上旬に開始された開発計画調査型技術協力プロジェクト「全国灌漑マスタープラン改訂プロジェクト」の中で戦略的環境アセスメント (SEA) 報告書を作成することから、情報共有を含む同プロジェクトとの連携も強く意識することが求められます。なお、同プロジェクトでは環境社会配慮に関する CGL の更新は実施しないこととしています。

④ 便宜供与内容

- ア) 空港送迎：あり
- イ) 宿舎手配：あり
- ウ) 車両借上げ：必要な移動に係る車両の提供 (市外地域への移動を含む。)
- エ) 通訳備上：なし
- オ) 現地日程のアレンジ：JICA がアレンジします。

カ) 執務スペースの提供：NIC 内における執務スペース提供（ネット環境完備予定）

(2) 参考資料

本業務に関する以下の資料を JICA 農村開発部農業農村開発第二グループ第四チーム (TEL：03-5226-8441) にて配布いたします。

- ・「県農業開発計画（DADPs）灌漑事業推進のための能力強化計画プロジェクト」技術協力プロジェクト事業完了報告書
- ・「県農業開発計画（DADPs）灌漑事業推進のための能力強化計画プロジェクト」専門家業務完了報告書（チーフアドバイザー/灌漑政策、参加型灌漑維持管理）
- ・包括的灌漑ガイドライン（改訂版）
- ・県農業開発計画（DADPs）灌漑事業推進のための能力強化計画プロジェクトフェーズ 2 詳細計画策定調査報告書（2015年 1月～2月実施分の調査結果をまとめたもの）
- ・タンザニア共和国 全国灌漑マスタープラン改訂プロジェクト詳細計画策定調査報告書（平成 28 年 2 月）
- ・Environment Management Act

また、本業務に関する以下の情報がウェブサイトで公開されています。

- ・JICA 環境社会配慮ガイドライン
(<https://www.jica.go.jp/environment/guideline/>)
- ・タンザニア 環境社会配慮プロファイル（和文）
(<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P0000257868.html>)
- ・タンザニア 環境社会配慮プロファイル（英文）
(<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P0000257869.html>)

(3) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② タンザニア入国に際しては、査証とは別に在留免責証明書（Exemption Certificate:EC）または就労許可証（Work Permit:WP）を入国前に取得する必要があります。必要書類取得にかかる手続きについて、「国別渡航情報一覧」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/abroad.html>) をご参照のうえ、必要書類を速やかに提出できるよう準備をお願いします。
- ③ 現地作業期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA タンザニア事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行ってください。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録して下さい。
- ④ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014 年 10 月）」（<https://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談すること。

以上